

○集会、集団行進及び集団示威運動に関する関係各市条例の施行に関する規則

令和 7 年 3 月 2 1 日

公安委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 2 4 年岩国市条例第 3 2 号）、光市行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 2 4 年光市条例第 5 9 号）、集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 2 5 年防府市条例第 3 2 号）、行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 2 4 年山口市条例第 2 3 号）及び行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 2 4 年萩市条例第 3 8 号）（以下「関係各市条例」と総称する。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可申請の手続)

第 2 条 関係各市条例の規定による集会、集団行進又は集団示威運動（以下「集団行動」という。）の許可の申請は、関係各市条例に規定する事項を記載した許可申請書正副 2 通を提出して行うものとする。

2 申請者が集団行動を行おうとする場所を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）は、許可申請書を受理したときは、直ちに当該許可申請書を公安委員会に進達しなければならない。

3 公安委員会は、許可申請書を受理したときは、直ちに許可又は不許可を決定するものとする。

4 公安委員会は、申請者に対し、管轄警察署長を経由して、集団行動の開始の時刻の 2 4 時間前までに前項の許可又は不許可の処分を通知するものとする。

(許可の基準)

第 3 条 関係各市条例の規定により集団行動の許可をしない場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 実施の時間、場所又は方法等により、交通が著しく混乱することが明らかである場合
- (2) 実施の時間、場所又は方法等により、県議会又は市議会の審議、裁判所の裁判権の行使その他官公庁の事務が著しく阻害されることが明らかである場合
- (3) 実施の時間、場所又は方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活が著しく乱されることが明らかである場合
- (4) その他実施の時間、場所又は方法等により、公共の安寧の保持に直接危険が及ぶことが明らかである場合  
(実施方法に関する条件)

第4条 関係各市条例の規定により公安委員会が許可に付することができる条件は、次の基準を超えないものとする。

- (1) こん棒、角材、石その他危険な物を携帯して参加し、又はこれらの物を携帯した者を参加させないこと。
- (2) 先端をとがらせ、又は釘を突き出す等の危険な加工を施した旗ざお、プラカード等を携行しないこと。
- (3) 行進中、蛇行進、渦巻行進、殊更に隊列の幅を広げた行進、座込み、他の隊列との並進、先行隊列の追越し、殊更な駆け足行進、遅足行進又は停滞等、公衆に対し危険又は著しい迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 行進中、旗ざお又はプラカード等を振り回し、突き出し、又は横に構えてこれを支えにしてスクラムを組む等、公衆に対し危険又は著しい迷惑を及ぼす行為をしないこと。

2 主催者等は、当該集団行動の開始の直前に、参加者全員に対し、当該許可に付された条件を周知徹底しなければならない。

(許可の取消し等)

第5条 集団行動に係る許可を取り消し、又は当該許可に付した条件を変更することが

できる場合は、公共の安寧を保持するため必要があると公安委員会が認める場合とする。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。